

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-1	市町村実務	市町村は今回の処遇改善を必ず実施しなければならないのでしょうか。	今回の処遇改善を実施しない市町村に所在する施設・事業所は、賃金改善の有無に関わらず補助を受けることができないことがあります。このような事態を避けるため、教育・保育などの現場で勤務する職員の方々の収入を引き上げるという本事業の趣旨をご理解いただき、本事業を実施していただきたいと考えております。 市町村におかれでは、事業者が予見性をもって賃金改善に取り組めるよう、2月より前に、可能な限り事業の実施の有無又は方針について管内の事業者に対して周知するようお願いいたします。
5-2	市町村実務	今回の処遇改善の実施に当たっては、処遇改善等加算と同様に、申請段階で賃金改善計画書とともに、賃金規程や賃金台帳等の挙証資料の提出を求め、事前に確認を行う必要があるのでしょうか。	申請の段階では、賃金改善計画書に記入されている内容が本事業の要件に合致しているかを確認することで足ります。 一方で、実績報告書の確認の際には、賃金規程や賃金台帳等の添付を求める、記載内容について確認を行う必要があります。
5-3	市町村実務	今回の処遇改善において、賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を変更することは可能でしょうか。	「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）で示した賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を使用いただくようお願いします。追加資料を求める場合でも、施設・事業所における事務負担軽減の観点から、最低限とするようお願いします。
5-4	市町村実務	今回の処遇改善については、事業期間が2か年度にまたがりますが、市町村から国に対しては、どのように補助申請を行うことが可能でしょうか。	今回の補助申請に当たっては、以下のいずれの方法も可能です。 ①令和3年度及び令和4年度に、それぞれ各年度分の申請を行う ②令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の申請を行う（自治体において、国庫補助金の地方繰越手続きが必要） ③令和4年度に、令和3年度分及び令和4年度分の申請を行う（国において、国庫補助金の本省繰越手続きを実施）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-5	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度及び令和4年度に、それぞれ各年度分の交付申請を行う場合、事業者に賃金改善計画書や賃金改善実績報告書を各年度ごとに作成してもらう必要があるのでしょうか。	「賃金改善部分」の処遇改善は、各年度ごとに補助基準額以上の賃金改善を行わなければならぬものではなく、本事業の実施期間全体で補助基準額以上の賃金改善が行われているか確認するものです。従って、教育・保育施設等に對して各年度ごとの賃金改善計画書や賃金改善実績報告書の提出を求める必要はありません。
5-6	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分、令和4年度に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業分の交付申請をそれぞれ行うことも可能ですか。	市町村が国に対して、令和3年度に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分、令和4年度に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業分の交付申請をそれぞれ行うことは可能です。
5-7	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において申請当時は想定していなかった利用定員の増加があった場合など、追加で国に対して交付申請を行いたい場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和4年度の交付要綱（繰越分）に基づき、定員の増加等を反映後の補助基準額等により、増加分を交付申請をすることとなります。 ※令和4年度の交付要綱（繰越分）の申請様式等は、別途、お示しする予定です。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
5-8	市町村実務	<p>市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において令和4年度になつてから申請当時は想定しないなかつた利用定員の減少があつた場合など、交付決定額が過大となる場合は、どうすれば良いのでしょうか。</p>	<p>令和3年度の交付要綱に基づく実績報告による額の確定後、返還することとなります。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答												
5-9	市町村実務	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てることとした事業者があった場合、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどう記入すれば良いのでしょうか。</p> <p>(例)</p> <table> <tbody> <tr> <td>国庫補助基準額</td> <td>A施設 100 B施設 100</td> </tr> <tr> <td>実際の賃金改善額</td> <td>A施設 90 (B施設へ10拠出) B施設 110 (A施設から10受入)</td> </tr> </tbody> </table>	国庫補助基準額	A施設 100 B施設 100	実際の賃金改善額	A施設 90 (B施設へ10拠出) B施設 110 (A施設から10受入)	<p>交付申請や実績報告においては、他の教育・保育施設等への拠出額も含め、拠出元事業所の申請額・実績額として記入してください。</p> <p>⇒上記の例の場合の申請書等（様式2別表2-2等）の記入方法</p> <p>総事業費・対象経費の支出予定額（実支出額）</p> <table> <tbody> <tr> <td>A施設 100</td> <td>※B施設への拠出額（10）を含め記入</td> </tr> <tr> <td>B施設 100</td> <td>※A施設からの受入額（10）は含めず記入</td> </tr> </tbody> </table> <p>国庫補助基準額</p> <table> <tbody> <tr> <td>A施設 100</td> <td>※A施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> <tr> <td>B施設 100</td> <td>※B施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> </tbody> </table>	A施設 100	※B施設への拠出額（10）を含め記入	B施設 100	※A施設からの受入額（10）は含めず記入	A施設 100	※A施設の利用児童数を元に算定された額	B施設 100	※B施設の利用児童数を元に算定された額
国庫補助基準額	A施設 100 B施設 100														
実際の賃金改善額	A施設 90 (B施設へ10拠出) B施設 110 (A施設から10受入)														
A施設 100	※B施設への拠出額（10）を含め記入														
B施設 100	※A施設からの受入額（10）は含めず記入														
A施設 100	※A施設の利用児童数を元に算定された額														
B施設 100	※B施設の利用児童数を元に算定された額														

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問 題	答 案
5-10	市町村実務	賃金改善等の要件に「本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、「国家公務員給与改定対応部分」については、どのように確認すれば良いのでしょうか。	「令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに係る分を賃金水準に反映しないこと。」が確認できる場合は要件を満たしているものとして差し支えありません。この場合、公當以外の施設・事業所においては、交付要綱の様式（別表2の1）の総事業費や支出額は補助基準額と同額を記入することとなります。 また、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどう記入すれば良いのでしょうか。
5-11	市町村実務	交付金交付申請前に、処遇改善を行う全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させる必要がありますか。	基本的には、施設・事業所から提出された賃金改善計画書を基に交付申請いただくことが望ましいと考えておりますが、交付申請前に全ての施設・事業所から賃金改善計画書を提出させることが困難な場合には、施設・事業所に今回の処遇改善を行うか意向等を確認の上、交付申請することも考えられます。
5-12	市町村実務	交付申請額は、千円未満切り捨てでしようか。	1円単位となります。
6-1	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、対象経費として認められるものは何があるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の審査や補助金の交付事務等に従事した職員の人事費（本事業の実施に係る部分に限る）、今回の処遇改善事業の実施に要した備品・消耗品の購入費や郵送料、振込手数料等を想定しています。 なお、今回の処遇改善事業の実施に当たり追加で必要となつた費用を補助するものであり、対象経費として認められる人件費は、既存職員の超過勤務手当や新たに採用した会計年度任用職員の給与等を想定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
6-2	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、いつからいつまでにかかった経費が認められるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の実施のための準備や、事業終了後に実績報告に係る作業があることから、令和3年12月20日から令和5年3月末までに本事業の実施に要した経費が対象となります。
6-3	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	平均的な管内の施設・事業所数に基づいて傾斜をつけています。
6-4	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、令和3年度及び令和4年度それに、令和3年度の交付要綱に定める補助基準額による補助を受けることができるのでしょうか。	令和3年度の交付要綱では、令和3年度分も含めたものであり、令和3年度と令和4年度それぞれで二重に補助を受けることはできません。
7-1	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていた幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行する場合、移行後の期間について本事業の対象となるのでしょうか。	移行後の期間については、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の対象となります。月の途中（各月初日以外の日）に移行する場合は、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた日の属する月の翌月から対象となります。 また、移行する際は、改めて本事業の賃金改善計画書を提出いただくことになりますが、「幼稚園の教育体制支援事業」に係る計画書をもってこれに代えることも可能です。
7-2	私学助成を受ける幼稚園	「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていない幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に、本事業を実施することはできるのでしょうか。	ただし、その場合は子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から本事業を実施する必要があります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
7-3	私学助成を受ける幼稚園	私学助成を受ける幼稚園が施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定子ども園に移行後に本事業を実施する場合、利用児童数をどう推計するのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中に当該確認を受ける場合はその翌月）から9月までの各月初日の年齢別利用児童数（平均）を推計して算定します。
8-1	その他	今回の処遇改善による処遇改善は恒久的なものと考えていいのでしょうか。	今回の処遇改善は賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施するものであり、事業実施期間終了後の令和4年10月以降についても、公定価格を見直す等により、引き続き同様の措置を行うこととしています。
8-2	その他	「国家公務員給与改定対応部分」については令和4年4月から補助とのことですか、令和3年度の公定価格については令和3年人事院勧告に伴う減額改定は行われないのでしょうか。	令和3年人事院勧告は期末手当を0.15月分引き下げる内容となりましたが、国家公務員給与における対応（※）も踏まえつつ、公定価格では、令和3年度の減額改定は行われないことにしています。なお、令和4年度については期末手当0.15月分の引下げを行いつつ、当該引下げ分に相当する金額を本補助金（「国家公務員給与改定対応部分」）により補助することとしています。
8-3	その他	今回の処遇改善は令和4年9月までが実施期間とのことですが、令和4年10月以降はどうなるのでしょうか。	※国家公務員給与については、令和3年度分の引下げに相当することにより調整を行っています。 現行、子どものための教育・保育給付交付金の対象となっている施設・事業所に対して所要の経費の支給を行うことは、公定価格の一部として施設・事業所に対しても令和4年10月以降の取扱いについては、公定価格の一部として施設・事業所に対しても令和4年10月以降の取扱いを行っています。 なお、従来から、地方交付税により運営費に係る財政措置を行っている公立の保育所・幼稚園・認定こども園の令和4年10月以降の取扱いについては、地方交付税措置を予定しています。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver.3・令和4年2月25日時点版）

番号	項目	問	答
8-4 その他	「国家公務員給与改定対応部分」についても令和4年10月以降は公定価格に組み込まれるのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」について、公定価格が令和4年4月分から減額改定となるため、今般の3%程度の効果を継続するための措置として、処遇改善により9月分まで上乗せの補助を行うものです。 10月以降の取扱いについては、令和4年夏頃の令和4年人事院勧告の内容を踏まえて検討することになりますが、令和3年度と比較して3%程度（月額9,000円）の処遇改善を実施できるよう、対応していく予定です。	